

湯の川地区都市再生整備計画事業事後評価委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 都市再生整備計画事業に係る事後評価の透明性、客観性および公正さの確保のため、湯の川地区都市再生整備計画事業事後評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌とする。

- (1) 事後評価の手続きおよび都市再生整備計画に係る目標達成状況の確認等に関する事項
- (2) 今後のまちづくり方策等に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員および任期)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 経済に関する関係団体に所属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項に係る審議が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(謝礼金等)

第7条 委員に対する報酬は支給しない。ただし、函館市土木部が開催する会合等に招集した場合には、その対価として謝礼金等を支給することができる。

- 2 「函館市職員等の旅費に関する条例(平成2年函館市条例第22号)」第3条第4項に基づき、旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部道路建設課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月4日から施行する。